

亀山市公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 1 9 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市規則第 5 号

亀山市公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市公共下水道条例施行規則（平成 1 7 年亀山市規則第 9 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条の次に次の 1 条を加える。

（身分証明書）


第 2 1 条の 2 市長は、使用料の賦課徴収に関する業務を行う職員（以下「徴収職員」という。）に、その身分を示す公共下水道使用料徴収職員証（様式第 3 0 号の 2）を交付する。

2 徴収職員は、その業務を行う場合は、前項の規定により交付された身分証明書を携行し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第 3 0 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第30号の2（第21条の2関係）

（表）

第	号	公共下水道使用料 徴収職員証			
亀山市					
職					
氏名					
（	年	月	日生）		
発行年月日		年	月	日	
				亀山市長	

（裏）

<p>1 本証は、公共下水道の使用料の賦課徴収に関する業務を行う場合には、必ず携行しなければならない。</p> <p>2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>4 本証を有する者が、徴収職員の資格をなくしたときは、直ちに本証を返納しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。